

【地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース・能登半島地震特例)】

完了届の提出書類(第1回支給申請)チェックリスト

Ⅲ 一統紙(不動産用)

通し番号〈No. 〉

<不動産の 賃借 に係る書類について>

◎不動産賃貸が複数ある場合は用紙をコピーしてご使用下さい。

◎費用については、動産・不動産に関わらず、金額の大きい順に番号を付与して下さい。

①【名称:	】(※事務所家賃など)
②【金額:	円(月額: 円)】 ※「(地様式第16号)設置・備費用申告書」の内容と一致すること
③【契約日:令和 年 月 日】	
④【引渡し日:令和 年 月 日】	

No.	不動産の賃借に関する添付書類	事業主 チェック欄	労働局 チェック欄
1	賃貸借契約書(写)	☐	☐
2	請求書(写)	☐	☐
3	領収証(写)	☐	☐
4	通 帳(写) ※表と毎月の支払いが確認できる部分(最大1年分)	☐	☐
5	振込依頼書(写)・振込明細書(写)	☐	☐
6	総勘定元帳(写) ※該当の支払い部分を蛍光ペンでマークしてください	☐	☐

不動産の賃借について、下記にご注意ください。

○計画書の提出前に、契約期間の開始と支払いを行った場合は対象となりません。

○**宿舍の費用が認められます(令和6年能登半島地震に伴う被害により従業員のために必要となったものに限る)。**

○設置・設備費用として認められない経費がありますのでご注意ください。

～～認められない経費の例～～

- ・1契約あたりの契約期間が1年未満の場合(1年を超える契約では1年分が算定対象となります。)
- ・計画期間内の支払額(最大1年分)が20万円未満のもの
- ・土地賃借料、仲介手数料、敷金、礼金、建設協力金
- ・公の施設(インキュベート施設など)の賃借費用
- ・賃貸契約の更新が見込まれないもの、など

※上記以外にも状況に応じて判断される経費がありますので、詳細は石川労働局までご確認をお願いします。

●詳細については、[こちら](#)または石川労働局HPに掲載の支給申請の手引き(能登半島地震特例)でご確認いただけます。

【問い合わせ先】

石川労働局職業安定部職業対策課 (TEL 076-265-4428)